

庁舎廃棄物収集・運搬及び処分業務委託【単価契約】仕様書

1 委託業務の名称

庁舎廃棄物収集・運搬及び処分業務委託【単価契約】

2 目的

市庁舎から排出される廃棄物について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）その他関係法令に基づき適正に収集運搬及び処分を行う。

3 契約期間

令和8年4月1日 から 令和9年3月31日 まで

4 履行期間

令和8年4月1日 から 令和9年3月31日 まで

5 収集場所

- (1) 酒田市役所地下1階塵芥処理室 酒田市本町二丁目2番45号
- (2) 中町庁舎 酒田市中町一丁目4番10号

6 廃棄物の種類及び排出予定数量

受注者が収集運搬を行う廃棄物の種類及び履行期間中の排出予定数量は次のとおりとする。ただし、排出予定数量はあくまで予定の数量であり、この数量を確約するものではない。

なお、事業系廃棄物減量の取組みの一環として、段ボール・新聞・雑誌・再生紙・シュレッダー古紙については、本委託業務の対象外とする。

	酒田市役所	中町庁舎	合計
もやせるごみ	11,000 kg	1,000 kg	12,000 kg
カン	600 kg	40 kg	640 kg
金属くず	300 kg	40 kg	340 kg
ペットボトル	800 kg	80 kg	880 kg
廃プラスチック類	600 kg	80 kg	680 kg
ビン・ガラスくず・陶磁器くず	300 kg	50 kg	350 kg
水銀使用製品産業廃棄物(蛍光灯)	30 kg	40 kg	70 kg
廃電池類	70 kg	30 kg	100 kg

7 収集運搬日時

- (1)もやせるごみは、酒田市役所を毎週火曜日及び金曜日、中町庁舎を毎週火曜日とする。
- (2)もやせるごみ以外の廃棄物は、酒田市役所を毎週木曜日、中町庁舎を毎月最終木曜日とする。
- (3)上記(1)、(2)が祝日などの閉庁日であり、その翌日が開庁日の場合は、収集運搬日を翌日に変更する。なお、翌日も閉庁日の場合は、収集運搬を行わないものとする。
- (4)収集運搬が可能な時間帯は、午前8時から午後6時までとする。

8 廃棄物の処理方法

- (1)もやせるごみは、酒田地区広域行政組合ごみ処理施設（酒田市広栄町三丁目13番地）又は酒田市長の許可を受けた場所に運搬し処理すること。
- (2)もやせるごみ以外の廃棄物は、処分地を管轄する自治体の長の許可を受けた場所に運搬し、適正に処分すること。

9 廃棄物の排出容器

委託者が廃棄物を排出する際の排出容器は、原則として、業務用ポリエチレン製袋とし、委託者が委託者の負担で用意する。ただし、袋詰めが困難なものは他の荷姿で排出することができるものとする。

10 業務報告

- (1)受託者は、1か月ごとに庁舎廃棄物収集・運搬報告書（様式第1号）及び施設別廃棄物収集・運搬報告書（様式第2号）を委託者に提出する。
- (2)受託者は、もやせるごみ以外の廃棄物の収集運搬及び処分を行った場合は、公益社団法人日本産業廃棄物処理振興センターが管理・運営している電子マニフェストにより、搬出数量や運搬・処分終了年月日などの廃棄物の処理及び清掃に関する法律で定める必要な事項を報告する。

11 委託料の支払い

本業務の委託料については、実績に契約単価を乗じて算出される金額を毎月払いとする。委託者は、10業務報告(1)、(2)の内容および実績を検査する。受託者は、検査合格後に請求書を提出し、委託者は、受託者の正当な請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

12 受託者の責務

(1)法令等の遵守

- ① 受託者は、業務の遂行に当たって関係法令等を遵守しなければならない。

- ② 独占禁止法等、法令の違反が判明した場合、受託者は、委託者に賠償金を支払い、委託者は、契約を解除することが出来る。

(2)再委託の禁止

- ① 受託者は、受託業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に請け負わせてはならない。
- ② 業務の一部を請け負わせる場合は、事前に委託者の承認を得るものとする。
- ③ 受託者及び従事者は、業務の実施に際して、知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。契約が満了し、若しくは契約を解除され、又は従事者の職務を退いた後においても同様とする。

1 3 許可証等

- (1)受託者は、酒田市長が発行する「一般廃棄物収集運搬業許可証」及び当該業務を行おうとする区域を管轄する自治体の長が発行する「産業廃棄物収集運搬業許可証」、「産業廃棄物処分業許可証」を取得していなければならない。
- (2)「産業廃棄物処分業許可証」を取得していない場合、「一般廃棄物収集運搬業許可証」及び「産業廃棄物収集運搬業許可証」を取得していること並びに落札した場合において処分に係る業務を履行することとなる者が「産業廃棄物処分業許可証」を取得していなければならない。処分に係る業務を履行することとなる者が作成した確約書を入札書に添付しなければならない。
- (3)「一般廃棄物収集運搬業許可証」の事業の範囲には「一般廃棄物収集運搬（事業系じん芥）」を有していなければならない。
- (4)「産業廃棄物収集運搬業許可証」及び「産業廃棄物処分業許可証」の事業の範囲には本業務に関する産業廃棄物全ての種類を有していなければならない。

1 4 その他

- (1)収集車輛は、酒田市役所地下駐車場へ支障なく進入できるように、車高3.1m以下のものとする。
- (2)廃棄物の収集運搬量は、施設ごとに計量し、1kg未満の端数については四捨五入するものとする。
- (3)収集時には、廃棄物が落下又は飛散することのないよう十分注意し、集積場所周辺を清潔に保つこと。廃棄物が落下又は飛散した場合は、速やかに清掃すること。
- (4)本業務の実施において酒田市管理施設の建物、工作物その他物件に損害を与えた際は、その都度直ちに当該施設担当課に報告し、指示により受託者の負担で復旧するものとする。
- (5)本仕様書に定めのない事項及び本仕様書の解釈に疑義が生じた事項については、委託者と受託者が協議し定めるものとする。